

公正取引委員会への相談・相談事例（共同物流等）について

2023年6月16日



公正取引委員会では、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業、業務提携、共同研究開発などについての個別具体的な内容が独占禁止法上・下請法上問題となるかどうかについての相談を受け付けています。

事前相談制度による相談

- 公正取引委員会は、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、事業者等が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題が無いかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事前相談制度」を設けている。
- 事前相談制度を利用した相談については、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答を行う。ただし、事前相談申出書を受領後、回答を行うために必要と判断される資料等の追加的提出を求めた場合には、全ての資料等を受領してから30日以内に回答を行う。
- 独占禁止法の規定に抵触するものでない旨の回答をした場合においては、当該相談の対象とされた行為について、独占禁止法の規定に抵触することを理由として法的措置を採ることはない。ただし、事前相談申出書や提出を受けた資料等に事実と異なる記載があった場合、申出に係る行為の内容と異なる行為又は回答に付された期限を超え若しくは条件に反する行為が行われた場合は、この限りでない。また、申出者名並びに相談及び回答の内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表する。

「事前相談制度」によらない相談

- 公正取引委員会では、相談者の負担軽減及び相談者の秘密保持に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。
- 一般相談は、電話・来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については非公表としている。

相談窓口

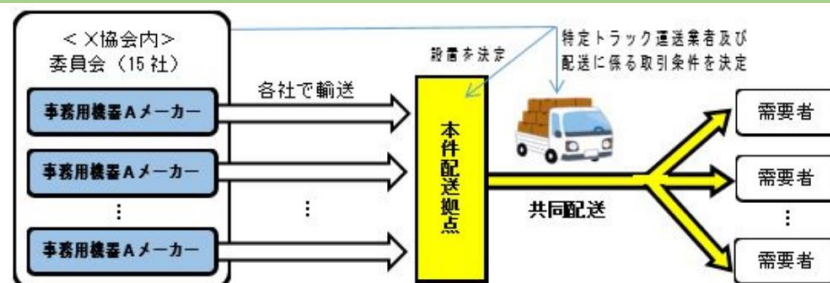
相談内容	本局 03-3581-5471 （代表）	地方事務所等	ウェブサイト
事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品又は役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業等に係る個別具体的な事業活動についての相談	相談指導室	経済取引指導官、総務課又は総務係	
株式取得、合併等の企業結合についての届出・相談	企業結合課	経済取引指導官、総務課又は経済係	

相談事例集の公表

公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

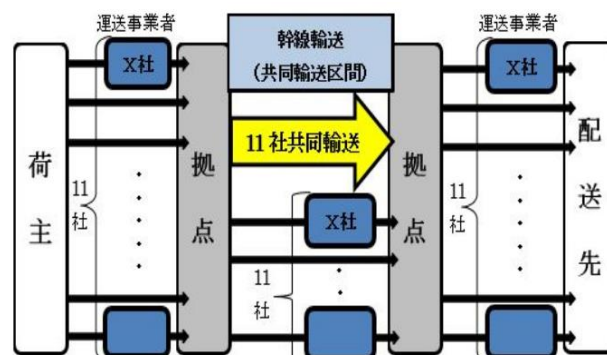
令和2年度・事例6 事務用機器メーカー15社による共同配送

事務用機器メーカー15社が、各地に配送拠点を設置し、当該配送拠点から需要者の指定納品場所までの事務用機器の配送を共同して行うことについて、（1）各社の社内において共同配送担当者と営業担当者等との間の情報遮断措置等をとり、（2）15社間の事務用機器Aに関する費用の共通化割合は僅少であることから、事務用機器Aの製造販売市場における15社のシェアはほぼ100パーセントであるが、独占禁止法上問題となるものではないと回答。



平成30年度・事例8 競合する運送事業者による共同輸送

運送事業者11社が、ドライバーの労働環境の改善及び効率的な輸送の実現のため、幹線輸送の一部区間において、大型の貨物自動車による共同輸送を実施することについて、（1）同輸送区間における11社による輸送量に占める共同輸送による輸送量の割合は1パーセント未満であり、（2）単位当たりの輸送コストに占める共同輸送区間における輸送コストの割合が5パーセント未満と低く、（3）11社は顧客と個別に運賃交渉等を行うなど引き続き独立の競争単位として事業活動を行うことから、貨物自動車運送市場における11社の合算市場シェアは不明ながら、独占禁止法上問題となるものではないと回答。



平成30年度・事例9 競合する出版物卸売業者による物流業務の共同化

出版物卸売業者2社（合算市場シェアは20%超）が、物流センターの一部を統合し、構内作業を共同化することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答。

平成29年度・事例8 競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有

家電製品メーカー6社（各商品の合算市場シェアは約20～70%）が、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するために各社の物流業務に係る情報を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答。

平成28年度・事例7 競合するメーカーによる配送の共同化

食料品メーカー2社（合算市場シェアは約70%）が、商品配送の効率化のため、遠隔の地域に所在する卸売業者への配送を共同化することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答。

平成27年度・事例6 競合するメーカー間の配送の共同化

食料品メーカー3社（合算市場シェアは約80%）が、商品配送の効率化のため、小口配送を共同化することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答。

平成17年度・事例9 経営コンサルタント会社を利用した複数の小売業者による共同購入

経営コンサルタント会社が、複数の小売業者の需要を取りまとめ、メーカーと価格交渉をすることにより行う実質的な共同購入が、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答。

平成16年度・事例4 医療用医薬品の物流部門に係る業務提携

医薬品メーカー2社（合算市場シェアは約60%）が、医療用医薬品の物流部門を共同化することは、ファイアウォールを設置することにより情報が遮断され、提携両社間の製造・販売部門における競争関係が確保される場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答。



<https://www.jftc.go.jp/>